

公文書における性別記載欄の見直しについて（調査結果）

ダイバーシティ推進課では、性的マイノリティの人権擁護の観点から、各所管課で使用されている各種申請書、証明書等の帳票の性別記載欄の見直しについてガイドライン作成の基礎資料とするため、平成30年8月に全庁調査を実施した。

この結果を踏まえ、各所管課で性別記載欄の見直しの手続きを進めるとともに、性別記載欄が必要な場合で、様式変更が可能な場合の性別記載欄の表記方法について、別紙のとおり「公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）」を作成するものである。

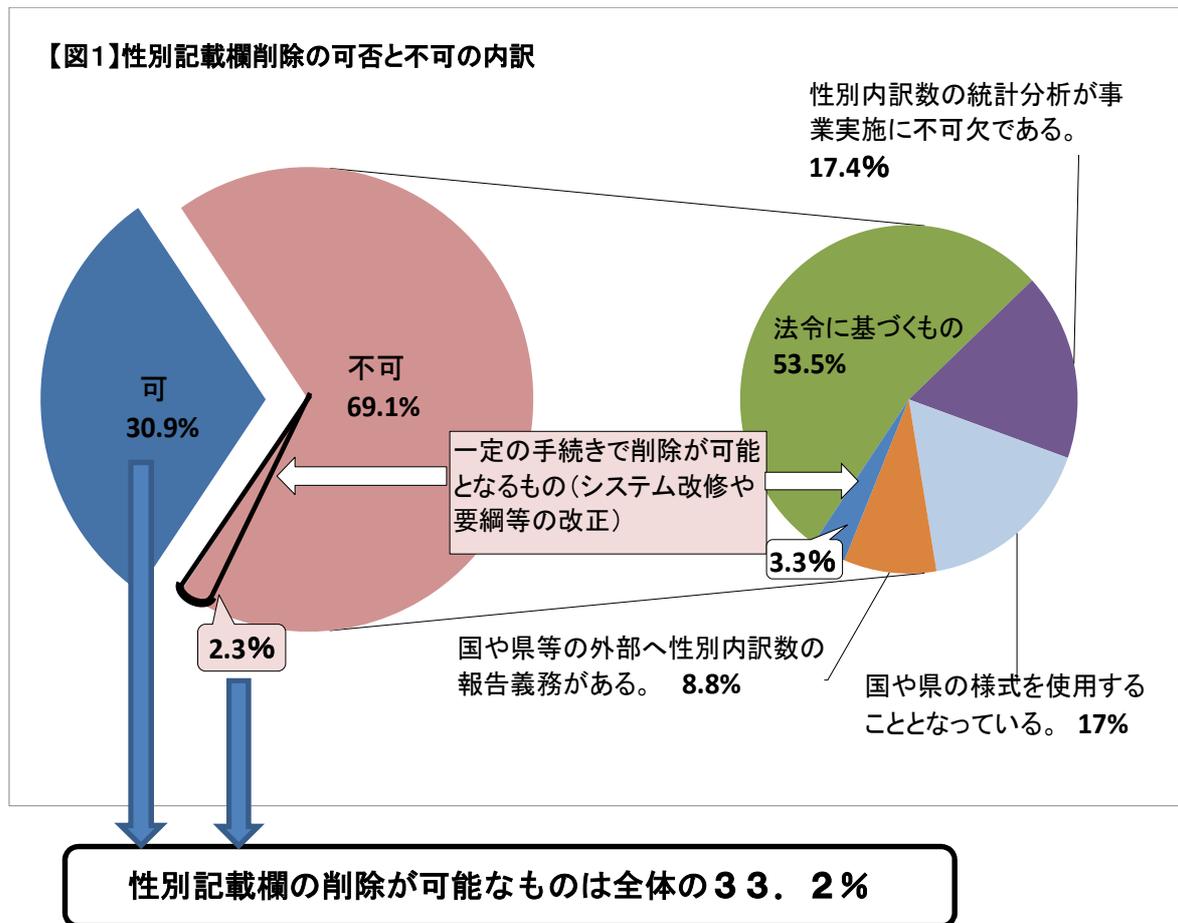
1 調査対象及び調査期間

- (1) 全庁所管課 196課
- (2) 平成30年8月21日から平成30年9月5日

2 調査内容

各所管課で使用している申請書、証明書等の帳票のうち性別記載欄を設けているもの。
(事業アンケートも含む)

3 調査結果



4 性別記載欄の表記方法について

公文書における性別記載欄の見直しについて（指針）・・・別紙のとおり（以上）